

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 30 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

1 和解の相手方

事故の相手方車両の所有者（市外在住者）

2 事故の概要

令和8年5月19日午前11時00分頃、燕市大曲地内の交差点において、公務中の市職員が運転する同人所有の軽自動車は、左右の安全確認が不十分なまま直進したところ、優先道路を左側から走行してきた相手方所有の普通自動車と衝突し、双方の車両が損傷したものの。

3 損害賠償の額

2, 016, 303 円

4 和解の内容

市の過失割合を9割、相手方の過失割合を1割とし、それぞれその損害を賠償する。

なお、和解成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求及び訴えの提起を行わない。